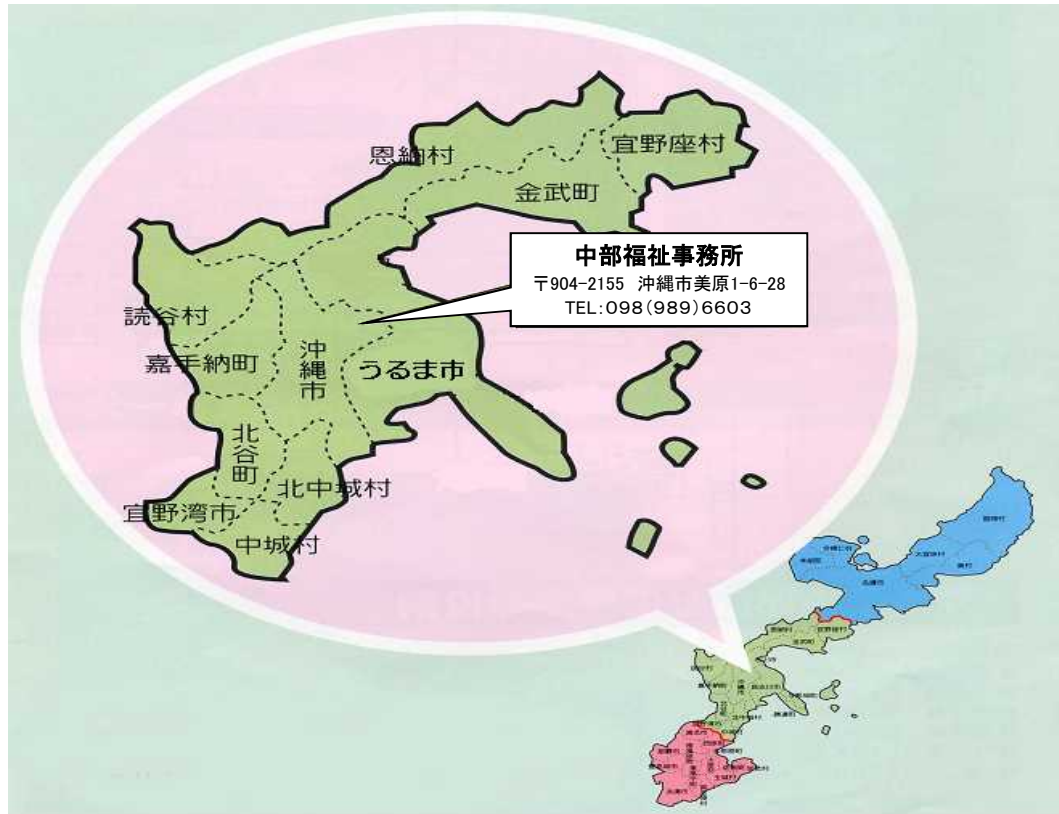


# 第1 総説

## 1 中部福祉事務所管内図（管内概況）



### 管内市町村の状況

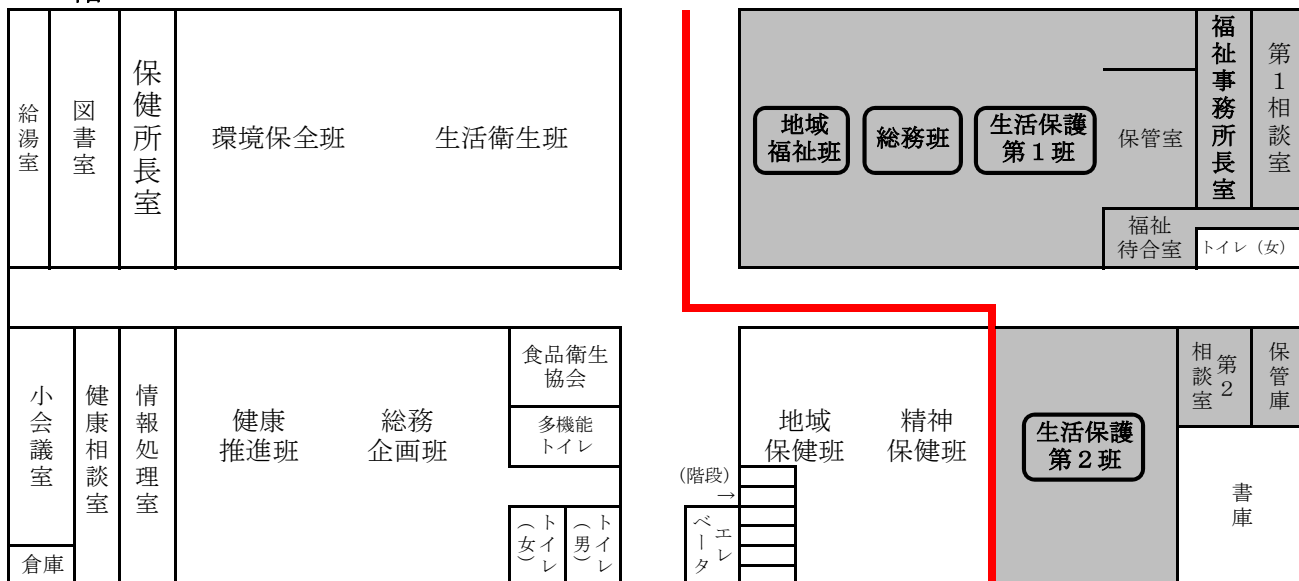
市町村名	人口*1 (人)	高齢化率*2 (65歳以上人口比率) (%)	面積*3 (km <sup>2</sup> )
宜野湾市	100,125	18.9	19.80
沖縄市	142,752	20.2	49.72
うるま市	125,303	22.4	87.02
恩納村	10,869	24.1	50.84
宜野座村	5,833	25.6	31.30
金武町	10,806	27.8	37.84
読谷村	41,206	22.0	35.28
嘉手納町	13,521	24.2	15.12
北谷町	28,201	20.4	13.91
北中城村	17,969	23.9	11.54
中城村	22,157	18.6	15.53
管内（計）	518,742	21.1	367.90

資料：\*1 沖縄県企画部統計課「沖縄県統計年鑑（令和3年版）」令和2年10月1日現在  
 \*2 沖縄県企画部統計課「沖縄県統計年鑑（令和3年版）」令和2年1月1日現在  
 \*3 国土交通省国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」

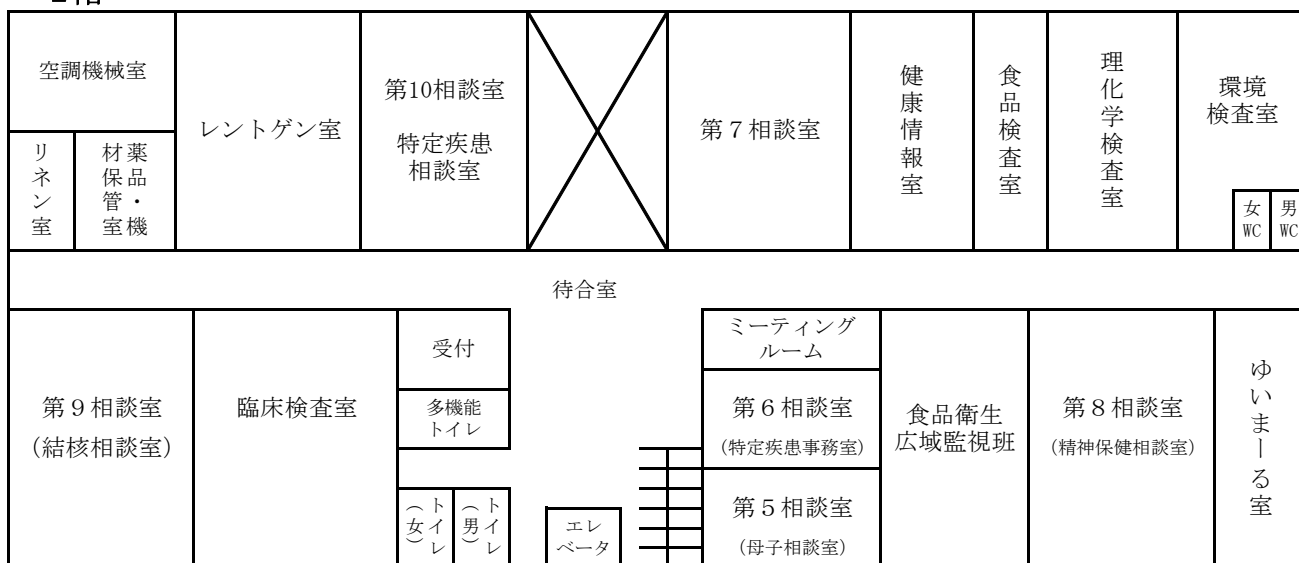
2 庁舎案内図（白塗り部分は中部保健所、または共用部分）

1階

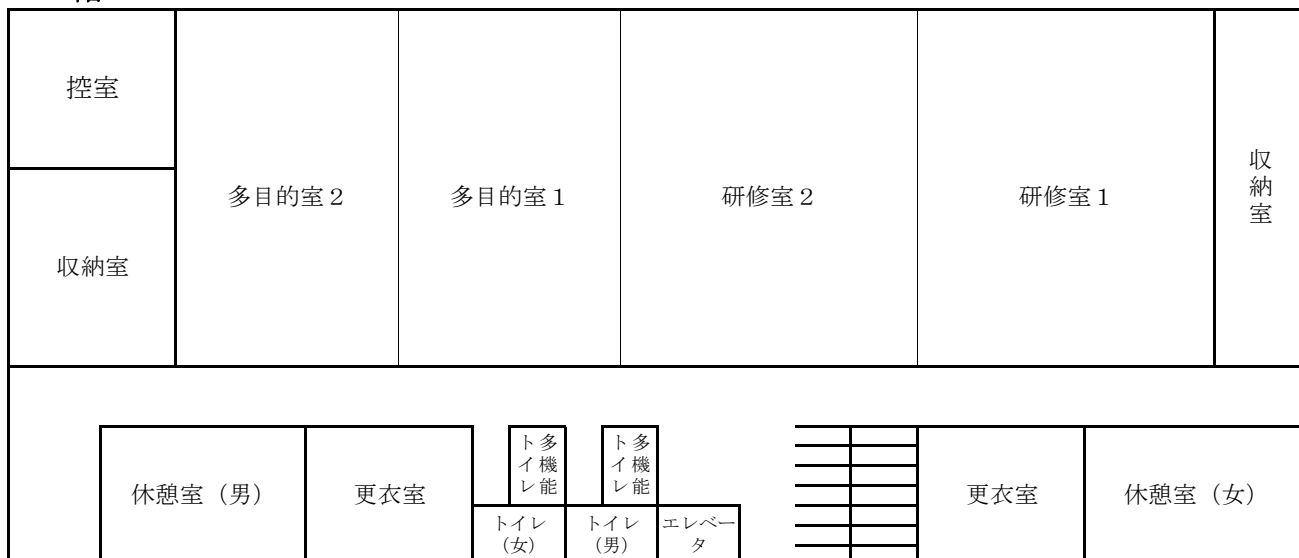
(正面玄関)



2階



3階



### 3 業務紹介

#### (1) 福祉事務所の役割

福祉事務所は社会福祉法第14条に基づき生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとされている。

さらに、介護保険法に基づく介護保険事業の指定、老人福祉法に基づく市町村の福祉の措置に関し、市町村相互間の連絡調整、必要な援助、障害者総合支援法に基づく市町村及び障害福祉サービス事業所の指導、知的障害者福祉法及び身体障害者福祉法に基づく市町村の援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、必要な援助、特別扶養手当法に基づく手当の支給、社会福祉法に基づく町村社会福祉協議会の指導監査等を行っている。

#### (2) 各班の所掌事務

##### ア 総務班

- (ア) 予算決算に関すること
- (イ) 会計事務に関すること
- (ウ) 人事関係事務（服務、任用等）に関すること
- (エ) 職員給与、会計年度任用職員報酬に関すること
- (オ) 社会福祉統計に関すること
- (カ) 文書の管理等に関すること
- (キ) 旅費審査事務に関すること
- (ク) 生活保護支払事務に関すること
- (ケ) 生活保護に係る債権の管理に関すること
- (コ) 公用自動車運転及び管理に関すること
- (サ) 中部福祉事務所活動概況の作成に関すること
- (シ) 労働安全衛生法に関すること
- (ス) 防火・防災に関すること
- (セ) 公印管理に関すること
- (ソ) その他庶務事務に関すること

##### イ 地域福祉班

- (ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付・償還に関すること
- (イ) 母子家庭等の福祉に関すること
- (ウ) 児童福祉・家庭児童福祉に関すること
- (エ) 公立保育所運営の指導監査に関すること
- (オ) 町村保育所入所事務の指導監査に関すること
- (カ) 助産施設相談・決定に関すること
- (キ) 介護保険事業所の指定・変更、加算の届出等に関すること
- (ク) 介護保険事業所の実地指導及び監査に関すること
- (ケ) 特別障害者手当等の認定、支給に関すること
- (コ) 障害者相談支援事業等に関すること（障害者総合支援法に基づく）
- (サ) 障害者総合支援法に係る市町村の実地指導に関すること
- (シ) 障害者福祉サービス事業所の実地指導に関すること
- (ス) 町村社会福祉協議会の指導監査に関すること
- (セ) 民生委員及び児童委員に関すること

- (ソ) 生活困窮者自立支援に関する事
- (タ) 配偶者暴力相談支援センターに関する事
- (チ) 要保護女子の保護に関する事
- (ツ) 社会福祉実習に関する事
- (テ) その他地域福祉に関する事

ウ 生活保護班

- (ア) 生活保護に関する事
- (イ) 生活保護医療事務に関する事
- (ウ) 生活保護統計に関する事
- (エ) 生活保護に係る市町村関係機関等との連絡調整に関する事
- (オ) 行旅病人等に関する事
- (カ) その他生活保護に関する事

4 所内業務

(1) 所内相談業務案内

令和3年4月1日現在

業務内容	実施曜日	受付時間		担当班	備考
		午前	午後		
生活保護	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	生活保護班	
児童福祉	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	地域福祉班	
配偶者暴力相談関係 婦人保護関係					
母子・父子および 寡婦福祉関係（貸付他）					

(2) 普及啓発カレンダー

行事名	令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童福祉週間		5/5～11 ↔										
民生委員・児童委員の日活動強化週間		5/12～18 ↔										
老人の日・老人週間						9/15～21 ↔						
児童虐待防止推進月間								11/1～30				
女性に対する暴力をなくす運動								11/12～25 ↔				
障害者週間									12/3～9 ↔			

5 所内実習生受入状況

令和3年度は、次のとおり実習生受け入れについて調整を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止となる。 令和3年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容
福祉	ソーシャルワーク専門学校	R3. 8. 2 (月) ～ R3. 8. 31 (火) (新型コロナウイルス感染症拡大防止の 観点より中止と なる)	左記の期間内 における8日間	3人	社会福祉現場での実習を 通して社会福祉従事者に必 要な「専門知識」「専門援 助技術」及び関連知識につ いて理解を深める。	社会福祉現場実習

## 6 沿革

昭和27年 4月	琉球政府創立。
昭和29年10月	琉球政府事務局組織法の改正により、中部地区を所轄する中部福祉事務所が設置され、越来村字胡屋40番地に民家を借りて福祉三法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法）の事務を施行する。庶務係と保護係とが置かれ、各係には主任を配置し、生活保護の地区担当員は管内各市町村に配置し駐在制がとられる。
昭和30年10月	越来村字胡屋3番地の労働局中部公共職業安定所の旧庁舎に移転する。
昭和31年10月	中部福祉事務所をコザ福祉事務所と改称される。
昭和32年12月	越来村字胡屋8番地旧中頭巡回裁判所の旧庁舎に移転する。社会局組織規則の一部改正により、庶務課、保護課が設置され2課制となる。また、管内各市町村に福祉事務所の出張所が設置される。
昭和37年 2月	コザ市中の町所在の丸伊組の事務所を借り受けて移転。
昭和40年 4月	コザ市字上地268番地所在のロックペイント店の2階を借り受け移転。市町村の出張所廃止、集中管理となる。
昭和41年 5月	コザ市字上地272番地所在の比嘉時計店の2階を借り受ける。
昭和44年 6月	コザ市字上地272番地3所在の統計庁中部統計調査事務所の1階に移転する。
昭和47年 5月15日	本土復帰に伴いコザ福祉事務所を中部福祉事務所に改称される。全階（2階）を使用する。 〔敷地（借地）572.07㎡ 鉄筋コンクリート2階建建物、延面積762㎡〕 福祉課が新設され、老人・身障・児童・母子・知障五法のほか、婦人保護事業、家庭児童相談業務を掌理する家庭児童相談室が開設された。庶務係は総務課と改称され同課に地域指導員が配置された。福祉地区の一部変更に伴い、恩納村・金武村・宜野座村が引き継がれ、西原村が南部福祉事務所に移管される。更に本土法の適用により、コザ市福祉事務所が配置され、社会福祉業務の一部が移管される。
昭和48年 4月	福祉地区の一部変更に伴い、恩納村・宜野座村が北部福祉事務所に移管される。浦添市・宜野湾市・具志川市のそれぞれの福祉事務所の設置に伴い、社会福祉関係業務が移管される。
昭和49年 4月	コザ市と美里村の合併により、福祉地区の一部変更に伴い、美里村が沖縄市福祉事務所に移管される。 石川市の福祉事務所設置に伴い社会福祉関係業務が移管される。
昭和53年 4月	福祉事務所の機構改革により次長制が敷かれ、同時に従来の査察指導員を主任主事と改める。
昭和53年 6月	婦人相談業務の集中管理体制にもとづき婦人相談所へ業務移管をなす。
昭和54年 8月	従来の主任主事を主査に職名変更。

昭和55年 7月	コザ児童相談所移転の為、庁舎引継ぎ。
昭和56年 3月	庁舎改修工事（S56.2.24～S56.3.25）2階会議室・1階間仕切・電気配線。
昭和57年 3月	庁舎改修工事・自動ドア・裏門扉・東側窓改修・シャッター改修・書類保管庫。
昭和59年 4月	福祉事務所の機構改革によりこれまでの次長兼総務課長から次長兼保護課長に、また地域福祉担当指導員が廃止となる。
平成 5年 4月	老人福祉法及び身体障害者福祉法の改正に伴い、老人、身障関係の施設入所措置権が町村へ移譲される。
平成 6年 4月	組織改正により総務課を総務調整課、福祉課を地域福祉課と名称変更される。
平成 7年 4月	管内町村の老人福祉法、身体障害者福祉法に基づく措置事務に係る指導監査。
平成 7年 9月	庁舎補修工事（H7.9.19～H7.11.17）屋上防水工事を実施する。
平成 8年 4月	町村保育所措置費関係事務指導監査が、生活福祉部福祉総務課より移譲される。
平成 9年 4月	町村社会福祉協議会指導監査が、生活福祉部福祉総務課より移譲される。
平成10年 4月	沖縄県組織改正により生活福祉部が福祉保健部となる。
平成12年	県において、福祉、保健施策を一元的に推進する体制の確立と地域との企画調整の強化を図る目的で、「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」を策定。
平成12年 4月	身体障害児への補装具及び日常生活用具の給付事務が町村へ移譲される。
平成12年 9月	沖縄県重度心身障害者医療費助成事業補助金遂行状況報告書進達業務が移譲される。
平成14年 4月	石川保健所及びコザ保健所と統合し、「中部福祉保健所」となる。沖縄市字美里に新庁舎落成。 同所の設置に伴い、宜野座村と恩納村が北部福祉事務所から移管される。
平成17年 4月	具志川市、石川市、勝連町、与那城町が合併しうるま市が誕生。管轄市町村が3市3町5村になる。
平成18年 4月	組織及び業務の見直しが行われ、5課体制から6班体制に移行し、企画調整部門が所長直属の企画調整スタッフとして独立し、保健、福祉、医療の連携を始めとした調整機能を果たすことになる。
平成23年 4月	組織及び業務の見直しが行われ、企画調整スタッフ及び総務福祉班が廃止され、総務企画班及び地域福祉班が設置され、班が1つ増え7班となる。
平成26年 4月	沖縄県組織改正により福祉保健部が子ども生活福祉部となる。
平成28年 4月	福祉及び保健行政の効率的な執行体制の構築を図る県の方針により「沖縄県、行政機関設置条例の一部を改正する条例」（平成27年12月25日沖縄県公報掲載）に基づき、従来の福祉保健所

は保健所と福祉事務所への再編が決定された。

これにより県内の他の福祉保健所と同様、中部福祉保健所は平成28年4月1日から中部保健所と中部福祉事務所に分割再編された。それに伴い中部保健所は保健医療部へ移管され、中部福祉事務所は総務班、地域福祉班、生活保護第1班及び生活保護第2班の4班となる。